

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和5年12月11日

秋田市長 穂積 志

### 1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・4・19号 二ツ屋山崎線

秋田都市計画道路 3・4・31号 明田外旭川線

秋田都市計画道路 3・5・51号 牛島茨島線

秋田都市計画道路 3・4・69号 手形東通線

### 2 都市計画を変更する区域

秋田市広面字二ツ屋、字野添、字鬼頭、手形字西谷地、字蛇野、手形山崎町、東通仲町、東通一丁目、東通六丁目、牛島西一丁目、牛島西三丁目、茨島六丁目および茨島七丁目地内

### 3 縦覧期間

令和5年12月11日から同月25日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

### 4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課